

**東日本大震災（福島第一原子力発電所事故を含む）における  
平成 23 年度秋学期以降の経済的支援について**

標記について、次のとおり、措置する。

- 1 「東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震における被災学生及び入学予定者に対する授業料等の減免措置要項」について
  - (1) 「在學生に対する取扱い」について、平成 23 年度春学期のみの適用としていたものを引き続き、同秋学期にも適用する。

なお、2011(平成 23)年度春学期入学者は、既に在學生であることから上記と同様に取り扱う。
  - (2) 「2011(平成 23)年度春学期入学予定者に対する取扱い」について、同秋学期入学予定者に対しても同様に措置する。

ただし、納入の猶予は行わない。
- 2 2011(平成 23)年度秋学期入学希望者並びに 2012(平成 24)年度春学期入学希望者について
  - (1) 入学検定料を全額免除する。
- 3 「東日本大震災における被災学生に対する『修学支援助成金』及び『植田特別奨励金』に係る特別措置要項」について
  - (1) 「平成 23 年度春学期に限る」としていたが、引き続き、同秋学期にも適用する。
- 4 「東日本大震災における被災学生に対する福島第一原子力発電所事故に係る特別措置要項」について
  - (1) 「平成 23 年度春学期に限る」としていたが、引き続き、同秋学期にも適用する。

ただし、福島第一原子力発電所から半径 30 km 圏外で福島県に居住する被災者については、罹災状況を勘案して適用する。
- 5 事務手続きについては、関係部局と協議し、該当者に周知する。

以 上